

## 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 施行規則の一部を改正する規則について

### 1 経緯

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第68条により、健康有害物質取扱者は、土壌又は地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておくことが義務付けられている。

条例で定める健康有害物質の地下水の基準値及び測定方法は、規則別表第17で定められており、その内容は、環境基本法で定める地下水の水質汚濁に係る環境基準に準じている。

令和3年10月7日に地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正され、令和4年4月1日から施行されることから、それに合わせて規則を改正するもの。

### 2 改正内容

#### (1) 6価クロム化合物の基準値の変更（規則別表第17関係）

条例施行規則別表17で定める地下水の基準について、6価クロム化合物に係る基準値を1リットルにつき6価クロム0.05ミリグラムから0.02ミリグラムに引き上げるもの。

#### (2) 6価クロム化合物の測定方法の変更（規則別表第17関係）

6価クロム化合物に係る基準値見直しに伴い、見直し後の目標定量下限値を満足することが困難なフレイム原子吸光法を測定方法から除外するもの。

【参考】日本産業規格 K0102（工場排水試験方法）抜粋

65.クロム（Cr） 全クロムとクロム（VI）とに区分する。[略]

65.2 クロム（VI） [Cr（VI）] クロム（VI）の定量には、ジフェニルカルバジド吸光光度法、フレイム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP 発光分光分析法、ICP 質量分析法又はジフェニルカルバジド発色による流れ分析法を適用する。

65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法 [略]

65.2.2 フレイム原子吸光法 [略]

65.2.3 電気加熱原子吸光法 [略]

65.2.4 ICP 発光分光分析法 [略]

65.2.5 ICP 質量分析法 [略]

65.2.6 流れ分析法 [略]

### 3 今後の予定

(1) 環境審議会水質部会において、条例規則改正案について諮問し、答申を受けた後、環境審議会に報告する。

(2) 改正の経路を経て公布し、環境基準の改正とともに周知した後、令和4年4月1日から施行する。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例等（抜粋）

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則
<p>(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)</p> <p><b>第 68 条</b> <u>健康有害物質取扱者は</u>、規則で定めるところにより、当該取扱者が取り扱う健康有害物質による土壌（健康有害物質取扱施設を設置する工場又は事業場の敷地内の土壌に限る。）又は <u>地下水の汚染状態を測定</u> し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p><b>第 69 条</b> 略</p> <p>(土壌又は地下水の汚染状態の届出)</p> <p><b>第 70 条</b> <u>第 68 条の規定により土壌又は地下水の汚染状態を測定した健康有害物質取扱者は</u>、その測定の結果が規則で定める <u>基準値を</u> <u>超えたときは</u>、<u>速やかにその汚染の状況を知事に届け出</u> なければならない。</p> <p>2 <u>第 8 条第 3 項の規定は</u>、前項の基準値の設定並びにその変更及び廃止について準用する。</p>	<p>(土壌又は地下水の汚染状態の測定等)</p> <p><b>第 33 条</b> 略</p> <p>2 <u>条例第 68 条</u> の規定による地下水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 健康有害物質による地下水の汚染状態の測定は、<u>別表第 17</u>の健康有害物質の種類欄に掲げる健康有害物質ごとに、<u>同表の測定方法の欄に掲げる方法</u> により行うこと。</p> <p><b>第 34 条</b> 略</p> <p>(土壌及び地下水に係る基準値)</p> <p><b>第 35 条</b> 略</p> <p>3 <u>条例第 70 条第 1 項</u> の規則で定める地下水の基準値は、<u>別表第 17</u>の健康有害物質の種類欄に掲げる健康有害物質ごとに、<u>同表の基準値</u> の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>4 前項に規定する地下水の基準値は、<u>別表第 17</u>の健康有害物質の種類欄に掲げる健康有害物質ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。</p>